

ふるさと納税事業の推進について

1 目的

これまで、中野区への寄付は納付方法が限られており、手軽に寄付をできる環境が整っていなかった。また、中野区民や中野にゆかりのある人に寄付の案内が十分にできていない課題があった。こうしたことを踏まえ、ふるさと納税事業を実施し、寄付の方法について充実するとともに、広く周知を行っていく。

2 ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、民間事業者のインターネットサイトからカード決済等により寄付を行うことができ、ふるさと納税ワンストップ制度を利用することで、自動的に寄付額の一部を翌年度の住民税から控除ができるなど、手軽に寄付を行える仕組みが整っている。また、多くの自治体は、その寄付に謝礼として返礼品の制度を設けている。

3 ふるさと納税事業の方法

既に、民間事業者が事業を様々な形態で実施しており、民間の活用を進める

(1) 区が実施する事業

- ① 寄付受領書・ふるさと納税ワンストップ特例通知書にかかる業務
- ② 区役所窓口での寄付受領、問い合わせ対応、他

(2) 委託して行うもの

- ① ふるさと納税のインターネットサイトでの寄付情報管理
- ② 返礼品の調整・調達・配送
- ③ クレジットカード決済等収納管理
- ④ パンフレット、ポスター等の作成、問い合わせ対応、他

(3) 民間事業者の受託形態

受託形態が様々であるため、効果的・効率的な視点により事業者を選定する

【例】

事業者	インターネットサイト構築・運営	返礼品調整・調達・配送手続等	クレジットカード決済
A	寄付額の 1 % (委託手数料)	寄付額の 8 ~ 13 % (〃)	寄付額の 1 % (〃)
B	寄付額の 12 % (〃)		
C	寄付額の 11 % (〃)		寄付額の 1.5 % (〃)

4 返礼品について

(1) 返礼品選定例

- ① 中野区の逸品
- ② 区内に本社・本店等がある企業、事業者との連携品
- ③ 連携自治体のふるさと納税返礼品との連携
- ④ その他

(2) 返礼品の金額

返礼品は10,000円以上の寄付額を対象とし、寄付額の3～4割を目安(送料、税等含む)とする。

寄付額別に返礼品のコースを設定し、寄付額の範囲内であれば、最大10品等まで組合せを可能とする。

(3) 返礼品の対象者

中野区に住民登録がある方は対象外とする。また、寄付者が返礼品の贈呈を希望しない場合は対象としない。

5 今後のスケジュール

平成28年 5月	事業者選定、事業者決定
平成28年 6月	返礼品の選定、事業内容PR等広報
平成28年10月	事業開始

6 事業効果の検証について

事業委託や返礼品等には寄付額の5割程度の経費がかかることから、事業実施後およそ1年間を目安として事業の効果を検証し、事業の見直しを図っていくものとする。

(参考)

1 ふるさと納税(寄付)の方法

- (1) ふるさと納税ウェブサイトですべての自治体を選ぶ
- (2) 返礼品を選ぶ
- (3) 寄付を申し込み、寄付金をクレジットカード等により払い込む
- (4) 返礼品を受け取る
- (5) 寄付金の受領証を寄付した自治体から受け取る
- (6) 確定申告、またはふるさと納税ワンストップ特例の申請を行う
- (7) 所得税、個人住民税より寄付額の一部が控除される

2 区の税額等への影響

(1) 区民から寄付があった場合

寄付額の5～6割程度が税収減となり、残りが区の財源となる

(2) 他自治体の住民から寄付があった場合

返礼品業務に寄付額の5割程度の経費がかかるため、5割が区の財源となる

(3) 区民が他自治体に寄付した場合

寄付額の5～6割程度が税収減となる